いる者を除く。⑵郵便事業株式会社から取引制限を受けている者でその制限期間を経過しない者　⑶破産法の破産手続、会社法の特別清算手続、会社更生法の更生手続又は民事再生法の再生手続開始の申立をした者。ただし手続終結者を除く。⑷反社会的勢力と認められる者

3　入札者に求められる義務等　参加希望者は入札説明書に示す資料等を平成23年12月９日午前11時00分までに提出すること。

4　問合せ先等　〒100―8798 東京都千代田区霞が関一丁目３番２号　郵便事業株式会社経理部門調達部（印刷物・ユニフォーム担当）担当　山本さをり　電話03―3504―5333

5　その他　⑴入札の無効　入札参加に必要な条件を満たさない者の入札及び入札の条件に違反した入札　⑵手続で使用する言語・通貨　日本語・日本国通貨　⑶契約保証金　不要　⑷落札者は予定価格の範囲内で、最低価格の入札を行った者とする。ただし、リバースオークションによる入札を行う。⑸詳細は入札説明書による。

6　Summary　⑴Contracting entity: Yoshiro Nakajyou, Senior Exective Vice President, Japan Post Service Co., Ltd.　⑵Classification of the products to be procured: 6　⑶Nature and quantity of the products to be purchased: About 16,835,000 sheets of Fragile sticker　⑷Delivery period: By 29 March, 2013　⑸Delivery place: By specification　⑹Time limit for tender: 11:00 AM 9 December, 2011　⑺Qualification for participating in The tendering procedures: Suppliers Eligible for participating in the proposed tender are those who shall have been qualified through the examination of the qualifications by Japan Post Service Co., Ltd. for participating in tenders for offer of services etc.　⑻Contact point for the notice: Manager Sawori Yamamoto Procurement Division, Accounting Group, Japan Post Service Co., Ltd., 3―2 Kasumigaseki 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8798 Japan TEL 03―3504―5333

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年10月19日

支出負担行為担当官

関東森林管理局長　臼杵　徳一

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　10

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　関東森林管理局庁舎耐震改修工事

⑶　工事場所　群馬県前橋市岩神町４―16―25

⑷　工事内容　関東森林管理局庁舎の耐震改修等に係る建築一式工事

⑸　建築概要

①　構造階数

㋐　本館：鉄筋コンクリート造　地上５階塔屋１階建て

㋑　本館別館：鉄筋コンクリート造　地上３階　地下１階建て

㋒　本館ロビー：鉄筋コンクリート造　地上２階建て

㋓　第１別館：鉄筋コンクリート造　地上３階建て

②　建物規模：延べ床面積　8,027㎡　改修一式　地下面積　402㎡　改修一式

③　建築年月：昭和43年11月

⑹　工期　契約締結日の翌日から平成26年６月30日まで

⑺　使用する主要な資機材　別途設計図書等による。

⑻　本工事は、簡易な施工計画等の提案（以下「技術提案書」という。）等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札式（簡易型）及び品質・安全等の確保がなされないおそれがある極端な低価格で見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格

⑴　「予算決算及び会計令」（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　平成23・24年度関東森林管理局における建設工事の建築一式工事に係るＡ等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（「会社更生法」（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。

⑶　関東森林管理局における建築工事における一般競争参加資格の認定の際に客観的事項について算定した点数（経営事項審査に基づく客観点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再確認を受けた者にあっては、当該再確認の際に、経営事項審査に基づく客観点数が1,200点以上であること。）。

⑷　「会社更生法」に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再確認を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成８年度以降に元請けとして、下記①の同種工事の要件を満たす耐震改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年３月31日付け林野管第31号林野庁長官通知）第４の３に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

①　同種工事の要件

㋐　建物用途：官庁施設又は下記②に示す類似施設等

㋑　構造階数：鉄筋コンクリート造　地上３階以上

㋒　建物規模：延べ床面積　4,000㎡以上

㋓　工事種目：建築一式工事

㋔　㋐～㋓は同一工事であること。

②　類似施設等の条件

㋐　類似する施設は、地方公共団体等の庁舎、各種学校及び公民館等公共施設のほか、事務室、会議室、研修室、研究室等の合計面積が当該施設の延べ床面積の過半を占める施設、又は当該施設の延べ床面積の過半に満たない施設にあっては、当該用途に係る面積が①―㋒に示す延べ床面積以上の施設を指すものとする。

㋑　複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合に建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあっても、当該用途に係る延べ床面積（これに付随する共用部分を含む。）が満たされているものについては同等の実績として認めることとする。（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）

⑹　次に掲げる基準を満たす「主任技術者又は監理技術者」（以下「主任（監理）技術者」という。）を「建設業法」（昭和24年法律第100号）に基づき当該工事に専任で配置できること。共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が次の基準を満たしていればよいものとする。

①　１級建築施工管理技士又は１級建築士以上の資格を有する者であること。

②　平成８年度以降に、上記⑸に掲げる同種工事において、主任（監理）技術者としての職務の経験を有する者であること。

なお、当該経験が森林管理局長等が発注した工事で工事成績評定を受けている場合は、評定点が65点未満のものを除く。